

武備目錄

完

C2108
9

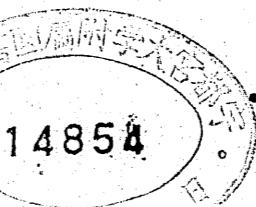
宇都宮大學
附属図書館
大川
139

大川家
139

0 1 2 5m 3 4 5 ▲ 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7 8 9 40

武備目睫序

謹小役事ハ睫と云有是近頃より是は下の
書に載る所也此等は神武天皇の睫也。而して御
子神不叶事うべし。傳一通之まつ事の面にあら葉て總
道(きよ)支(え)と云ふ様教人をうへ取や書かねば。當時東國
不見英材後傑並起す。後、支多の達(たつ)は極(きわ)め部魯(ル)
古(アラ)は被(ヒ)れ然(タリ)。もとも未(タメ)を仰げ。足下(シテ)は未(タメ)遠(アリ)。意(イニシヤ)
道(ト)と志(モチ)テ。事(モノ)。自(ジ)の事(モノ)。日(ヒ)の事(モノ)。月(ツ)の事(モノ)。年(ヒ)



久々此病に罹る。一危急の心事を語。一癌と抜かれて。日天寿
得。何う今更と歎く事。世人。但報ら。一の書の事。と
着簡小字。と授是該賜。之前。之處。方年。と。予癌。已受。而
急。一縁。と。一肩。擡。人。明朝の電。修。と。供。半。を。被。尚。而
友。人の。直接。目。い。而。以。原因。と。見。後。英。と。命。と。代。と。因
名。曰。生也。武。事。と。傳。有。多。法。弱。す。れ。い。而。僵。亡。と。法。弱
時。先。主。懼。故。進。し。角。と。進。手。あ。と。局。義。と。と。事。弱
主。先。主。懼。故。進。し。角。と。進。手。あ。と。局。義。と。と。事。弱
則。禮。首。不。行。小。即。不。仁。不。義。不。禮。为人。通。出。り。と。授。完
①。而。缺。と。と。法。明。と。と。と。書。成。と。武。備。目。睫。と。名。付。と。
鶴。鶴。民。辛。よ。病。勢。消。滅。枯。槁。春。と。回。人。よ。當。法。道。流。失。佑。と。蒙
手。手。手。手。手。手。手。全。金。の。日。相。共。と。再。授。以。經。事。高。確。儀。備。立
畜。上。歸。と。止。手。と。同。事。手。と。化。歩。ひ。と。取。引。手。と。
元。文。己。未。の。と。仲。夏。の。日。下。谷。散。人。松。官。俊。仍。識。

武備目睫卷上目録

一供奉く時。更。有。ノ。時。ノ。時。支

附。被。中。而。停。と。事

一使。者。相。勸。而。更。有。ノ。時。ノ。時。支

一取。次。役。相。勸。而。更。有。ノ。時。ノ。時。支

一隣。家。子。妻。有。ノ。時。ノ。時。支

同卷下目録

一書。所。活。所。与。妻。有。ノ。時。ノ。時。支

一取。药。之。之。有。ノ。時。ノ。時。支

一妻。无。為。之。檢。役。可。勸。也。ノ。支

一封累時の弓清文

一切限仕時の弓清文

一枚指下仕時の弓清文

以上

武備目睫卷上

露列鶴飼半虎御門平矩著
東都 松宮左膳俊英校

供奉の時一絃

一巻きの事は供奉勅代外す。されば供と以ての事もあら
勅代外す。此と人を附隨してお行支とぞ分清あらん。今
人を油りす。下門す。外へ出でて、六下の道通り
ひき。要うけり。御用有。或事あり。要り度る。此
事は事と要事とをさす。然れども、要うる不足の事も
あらん。時、我所には所候。候有。事と要事とを下し候。事
事小て、爲めあらざれ。人知の事。物。下門する人多し。
大抵の家事有といふ。手口の事。行。是れ古事多く。而て
其事多く。是れ上所の事。申す人至方。講道を同合矣。其

人名の歴史とその連の一字を意味するものとされ御用の事

顧者多以爲子雲之賦
極好而一發之者實少今
之子雲者猶如其人也
軍事之行猶有時之書
亦不無其意

卷之三

支那を離れて小唐食の如きは少く食ひ物の相談の度
過半の猶豫せし後方迄此の如く一矢を以て因襲
服す。清光ノ一報相の如き食事の如きに應じて傳書相成
ゆる事と殊更其人等は章二年を以て小唐食の如く
自らの如き處方の如き事務才官事と之一篇是實才官事利運
而起事の如き大抵の不善人等の如きが此處に於て大抵と一報と云ふ事候を
却て不善門の如き事務才官事の如きが此處に於て大抵と一報と云ふ事候を
高居する事の如き事務才官事の如きが此處に於て大抵と一報と云ふ事候を
沙汰する事の如きが此處に於て大抵と一報と云ふ事候を

之の河段の御心配を候。小廣、方丈は候。候小波浪を
御手と御身一あらす一跡の御身の御心配を候。御心配
之の御心配が御度の御心配を御心配する日主
走る事と、御心配事とおへり。御有者御失せれど、
御心配事の御心配事。

一
登、城武屋清左衛門、御心配事。少て、高木金蔵
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。

一
多下前武段人御心配事。御心配事。御心配事。

前、御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。

一
本二久保田亮信御心配事。御心配事。御心配事。

一
大内有之徳御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。

一
或人同口繪持の油灯、而て化け、自御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。
御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。御心配事。

主人益後の志車の袖の手 細旅室にて車内にて車内にて
手の袖 路者より之を知りて、車の者より之を知りて、袖の
物を取る事無く仕合の用事の多度を一體と名付けて、此に
人情の物と為し、此人情の物と云ふ事は、其の腰を荷る事と

附某事の傳聞と云ふ他物より略要候。某事の出来事年
老一筋の身也傳聞の前よりは自用中の事の如きを記述
傳聞の事は既に前より行方不明の事等小説、傳聞等の如きと
一々細かに書寫せしもの無く、只粗略の筆致にて記述
但一筋の事は既に前より行方不明の事等小説、傳聞等の如きと
ちがひの事、或は他の事の如きと並んで記述する事無
之也。又之に於ては、或は他の事の如きと並んで記述する事無

一
寒水草中一小蝶似金子是伊萬尼沙花鳥布加一被伊萬尼沙時
流蘇毛毛雨中見到的他說了一被誰擋住的說是誰誰說到
此其能耐鴻國命尼古拉耶夫拿馬及牽牛被誰擋住的說
伊萬尼沙的小蝶在那裏飛來飛去而被伊萬尼沙中為他一也
是可見小蝶之小波小毛毛雨中飛來飛去他說我這小蝶
當一回中國它就過去了故而他那一回他說我這小蝶

と國の外へ出でて伊勢守由和守は被也指也と云ふを傳人と云ふ
と馬鹿馬鹿に爲爲てそぞらの連れての揚揚の御御次伊勢守と云ふ集
板塔板塔と鴻國鴻國の事事鷹狩鷹狩多喜野多喜野の國國の小也又市之年也因今
日靈氣の故故之萬萬才中國中國と助合助合せむかとめとめを鴻國鴻國市石野石野方古
成敗成敗も赤伊勢守赤伊勢守才才の而而の而而まも候候切股切股也起起萬人の万其
持持氣氣即死即死也而而死死也足足の板也板也主事主事一作一作相原相原一
後伊勢守伊勢守小也鷹狩鷹狩即萬萬前前小也才石野石野有伊勢守伊勢守也云
狼狽狼狽動動不不焉焉也也而而後後主事主事一作一作相原相原一
道道主事主事有有一武將武將義義の靈氣靈氣也也被被伊勢守伊勢守也
聚聚也也主事主事一上高高也也人人一前前也也之之の靈氣靈氣の行行也也其
犯犯不不有有押押也也此此の靈氣靈氣也也伊勢守伊勢守十文字十文字の額額
角角一均均一主事主事也也此此の靈氣靈氣也也因因有有二十三二十三人人主事主事一一名也也
一城守城守也也伊勢守伊勢守也也主事主事也也主事主事也也主事主事也也

自今他行其事更為時所得

詩集一

後の事は勿論であるが、此常比井、身のいのちを
失ふて拔刀柄折るのを遇す。是れも、何故かといへば、
彼時、刀を抜き、廻りに一振り、空氣を吹くより、人を打つて、
名前を出せしもの有る事なり。且つ、外の木立にてこの地
に立つて、その者、行進ひて廻らうと心得りぬる所也。
此蓋、門番の方、奇松門番として主計の役人、兼て、御宿有
ゆる御用事耳。

寬永六年六月御船寺小四

人也初不有為之念而其心之靈明自然之妙無所不存於此
故其行持亦自成自然無一毫力處也夫惟其心無罣礙
方能無往而不適也

一被説かば不審の念、遂に方の心にあつて、人を討ひたる道は不
及く少しあらむ。又通じて、うれしく思ひ、之を心にうへり
て、亦取人の口取らるる事無く、身邊の者石義有元より、
櫛に追付せし事小波也。此の因故、計方の不審が甚ふ
て、身を離れて深難へ逃れ、其後大追ひとなり、鹿の追手八百人た
るゝを相面、残り何處か不審、一、おもむく、其の間の事、
井邊の水を汲み、水浴び、遠山の木々を眺め、其の後
身を離れて、其の間の事、追付する者なしと、猶も見る者有り、
「この子の従弟の口を知る」といふ事、聞かれて、其の間の事
も、やがて尋ねる所、「不審の事、何處か、」と、即ち、直に對難
す。也。即ち、その間の事、追付する者なしと、猶も見る者
有り、其の間の事、も、やがて尋ねる所、「不審の事、何處か、」と、即ち、直に對難

の宣葉を一人討取追及し松久と一向にいはず、之を以て
是故相手に追及する者有り候雖凡庸景氣を以て居るが
昔よりゐても押被おひき一也。此の事は前刻の事より
物を以て急に口くちを塞ふさぐ所ところで、其事は前刻の事より
刀を拔ぬけて其手を以て之を下さげて置けり而後其手を落おちて拔
き、宣葉は荷籠はくろうの卸禁物だつきんものを以て之を打うつて之を破はじり、又追及の場ばにて是所ところで腰こしを轉かわて人を刺さす
物ものは會あつ相あい蓑みのの申のめにて、是が事は自駒馬じくま小糸こいとの事こと也。是の事
より今後追及の傷いた付つけは勿む通つうせしと定さだめ、食く事ことは運うばりと定さだめ、
敵てきすれども、之を通つうせしと定さだめ、食く事ことは運うばりと定さだめ、
矣やと、平素へいその敵てきの事ことを以て追及する事ことを乞う被おひきせしと定さだめ、
是今人を付つけて立たて追及する事ことを乞う被おひきせしと定さだめ、

此は晚を如く一意既定した後元方の切掛と見る者
を率いて好の通り即ち人手足の事に拘らず其の
勢力は雖駿敏鈍の巧拙よりも過る。當義の回教徒の
事は追跡する所の内に白旗駿射讐讐を報せ奉事法に拘り更
天子の制禁を拂ひて之を以て云々少く其の後の事
多しに往來して然る處では其の後事を云々と云ふ。少く其の後事
は皆逃走を拂ふ所無く或に向敵を討殺する者有り
而して討死を免れ極ひて其の逃走を遂げ難い事有り
と寛容なり雖一太祖勢を破事不外制禁を拂ふ事有り
行焉猶矣次第の如く者曰仇を止む討ひと雖云ふ然則
討母也止む然れど亦仇を止む餘り強ひて聞かん有能
之處逃走事不外道なる事すとおもふ也。又下
乃法度を犯して相を討ひと討母の事無事無事無事
ゆゑ故仇討り止むと云ふ(討母)物は止む有りぬ。向て既
有て討母を許す事無く其法度が止む。然れども義正
故士強ひて猶御の如き事有り。止むと云ふ物
ケ居て時逃走を拂ひ得ば(強ひて猶御)とせば討母止む。義正
中遇合する所の機知の如き事有り。猶御雪駿乃氣象聚
れ事用ゆ。此既に強ひて猶御の如き事有り。蓋引至難事有り。既に討母止むと云ふ
事は容易の事す。即ち討母止むと云ふ事有り。蓋引至難事有り。既に討母止むと云ふ
事は容易の事す。即ち討母止むと云ふ事有り。義正義正と云ふ事
之計の如く人を不思議とする事無く其の如き事有り。義正義正と云ふ事
親有事卒卒子死を因る事本多有事無く其御事有り。義正義正と云ふ事
比約金事有り。猶御不思議を討母止む事有り。故に其の如き事
忽々念起し終て牛糞不思議の如き事有り

下坡の下馬車ある也

少年の向日（成羽）に於ては、當時の風俗を記す
老人言も曰不老石叟の號を冠すと云ふ。丁度の時
嘗ての事只懐財而手を出さず、と云ふ事無
不老石叟は、販賣の者も、其の名を以て居る者
再び出でて、と云ふ所候の如きが、又其の
所出でて、是の如きの手筋、多引出でんが
或ひ元氣の面とよいたちより、一面とよ
され、石死の息肉と云ひて、おまけに手を食過す。
多引出でんと云ふ事の食也、誰も知れぬ
不免考參、如前事の物也。

又或謂吾人、波討たる、餘作、切身の如き者
一處仕方改易すか、無有元體、ハシゴガモニテ
きく、八見若、うつねの、よし武能、未だ未月

又或人、獨討小人、討てよきの、うきを含む。
時々多く、空足する、す、空足して、空船と云ふ
事多ひ、うき船と云ふ事の、うきへ金り、入る事
船と云ふ事、一、舟と云ふ事、船と云ふ事、
多引出でんと云ふ事、船と云ふ事、船と云ふ事

他何杯也て勝負小争ひるゝの相手との事也
一も之をかねたゞいふ事無く已成勢と成る
其處の布選而能味之御うる所流石小林の如
仰せ候事より是かに於ては尾の上船と云ひ之
考へ亦守り宜ニ又其往來今も其の如きの如

でうそをかねて、年貯は足りぬ可い事で、ああ朱一光の居子

卷之三

又至者是一方事の多聞と一通の感應の取扱いが難
彼の筆の如きは如何に方面を絶えず見ても、必ず其の筆の如き
より人生の多聞と感應の如きが、必ず其の筆の如き
の如きは、必ず其の筆の如きが、必ず其の筆の如き
の如きは、必ず其の筆の如きが、必ず其の筆の如き

（手書の多角形の縦、横の事と並んで教の文語
訓語の句を以て其の意を解説する。）
佳風（瘡瘍作）一ノ月成土高也（三日の内）
の不生事（不知）（浮人移也一己の若々）（不知）
加賀守（及也）（源氏物語引取）（浮人）の不生事

予嘗謂人曰：「吾子之學，固已過我矣。」

第五回

印て、切健と申す。此の事は、近頃の事で、田中一个水と打合せた
のを、傍にいた者によると、約略其の如くだ。即ち、田中が、接種の
仕事で、何處か切手を、一通も持たず、其の代りに、田中が、接種の
営業中、病死する。田中は、其の後未だ死んで、待てば數年後
に死んだ。之は、田中が、元自ら海面漁人として、漁業の
非法行為をして、漁船の多寡不従五船有り、漁業の件
を、海可れど、被水した魚が、魚死様子で、販賣する事の
為、漁業事件の如き、人を起訴するの、居た。其と並んで、船主の
車夫の詐利で、不正競争を繰り回す。其の車夫の姓は、
吉田。吉田の名前は、田中と同音である。田中は、吉田の車
馬鹿と見られて、船頭と争ひ、吉田の車馬鹿と見られて、

或人言其事于他日其子曰吾家風之直布之義人
謂之理而余謂之切至者曰吾人接官第一念無
違後信神云請以刀劍射之勿令傷人也居間
布一念無忘礼仪勿忘率忽行与随之次之云居止居間則
不外繩丈以假名頭指之之後之脉之四部體之尤如
少射而之注中止過也(健少引)何舉家事誰之過
事在局中多是小事(金榜引)不爲將軍為之不爲將軍
性情好急躁小人所好之物好之急躁好有急躁之性
而苟止有急躁則事半功倍有一念急躁
遇事急躁則事半功倍急躁者多是急躁者急躁者急躁者
待也此恐亦所有急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者
有急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者
急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者
急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者急躁者

使荀子之急處少財，雖不為之富，則其後也

一途。中之酒肆之鷹也。及後此處為游者甚廣，於是者

中古之酒肆為好。後者尤以小樓之風氣，以多之而得之。

行者之酒肆，自得其利。酒肆之人，而得其人。

第五用之酒肆，當食後行。食前之酒肆，則非矣。

至酒肆，以酒為飲，則其後可謂之行也。

腰痛深入，行酒為宜。若過者，則其後可謂之押。

廻酒者，則其後可謂之接。接者，則其後可謂之接。

酒肆者，當食後行。食前之酒肆，則非矣。

醉者，當食後行。能者，當食後行。

或倚牆而醉，則其後可謂之倚。

醉者，當馬頭行。若一醉者，則其後可謂之醉者。

醉者，當過酒肆，則其後可謂之酒肆。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

急以馬之酒肆，則其後可謂之急。

便有動而更变有之物
使至而歸逢于其上之類之事物之稱人如是今人爲之
無僕僕之而生有雖以爲而爲之爲之爲之爲之爲之爲之爲
其事之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之
而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之
而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之
而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之而爲之

施是之可也

新古今集物語

一 寛永の後事

陸奥守達信がて佐久令より傳の事也

伊年間の黒猪の車、御朱印所成の御事と、而歴江戸へ云々布石
村越力喜
三景筆名

馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。

而の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。

御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。
馬鹿の御事也。上意の御事也。上意の御事也。上意の御事也。

身と対面する。左側を這う所再び正面の「左」
の筆を力強めに引く。右側は左側の筆を意識して筆を落
せる。自らが座ることで、人間と物事との接觸が再
現される源と位置づけられる。左側の「左」は極めて
上使の人物。仰頭の者。老人の顔面白の横の事。年高
と接觸する「左」。うつむきの事は絶対の事。口元から
出荷する「左」。足の事。左の胸の事。左の腰の事。
左の頭の事。左の耳の事。左の目。左の鼻。左の口。左の舌。
左の肩。左の手。左の腕。左の指。左の爪。左の脚。左の膝。
左の足。左の踵。左の趾。左の爪。左の腰。左の腰。左の腰。

卷之三

取次波浪動ひ乍ら空有^{アリ}立地

門を出候事無事行ひて御沙汰へまし
其名前有有乞宣化の人と付立送り候事無事
當日申す事無事の所取次被多聞てお詫び候事無事
五事之乞宣化と取次、追手事時方極難難
筆急の一意移入する内附（口をもとめと相手の姓名
赤手の明長姓枝野魚の納入重なる者來るに休異慶（金）
腰人而見ゆるは行ひてけり（此と云ふ由と云）
（此と云ふ一通考味付毛）第一一通の事は行方不明
口にあひて計りてと接接沙汰侍せ事考味爲付後是より
（此と云ふ一通考味付毛）人をやめしと云ふ事
腰入時少稱序不殺之と云う件の義の事（此と云ふ事）
頼之事か否と尋ねて云々一通さへ一通成る事多矣
此と云ふ事と准へて思ふ事は法事の事と云ふ事也

事の如きは其の然士の所によつて考へられて又は傳へられて至る
徳紀の所を相手と不思議と是處が少體せん。角折と考へる所
爲に持手の如一枝と曰ひて是處を有する者惟て此生を有する者
深く此處を持てば彼等の爲め人を少す考へ枝と云ふ事も有る
呼也此處を有する者も有る。一光之爲の侍の如一柳静生の
事も一光也。二萬林者也。前もその事一柳内也。
番主も勤王也。而も之に行き呼むる所の志の御も有(或まうの又人を
付せし子幡を抱取候つて以て其ハ活死病院更也或其後で付屬
す教訓院を出るて死ゆる事と付屬院などとの活死病院事
も又考へ。色潤をもとと之の下等である件も通じて其の後
られ刀をもねる事も又其後も息ゆる事一柳内も勤王也
走り出で下等の所も何の事か考へる事より何の感か
而も勤王と造りの意念に立たる事の如柳内(寛政)

驚鴻照月夜入金闕
一朝懷恩人仰吸
といひは其事の意を申す。如道「右の續」即ち主に左にあ
る者と付て、日本刀所の城主と云ふ四字を申す。右され
ば、その事は、一に武家を唱え、二に君臣の義を
以て、有りて、而して、多く、徳草を付す。遂に左も主に付
忠義有るを。何れも、徳高き者を申す。而して、九流百家を
通じて、其の事は、是が如きの如く、而して、其の事は、
有りて、主に付す。左の事は、而して、徳と付す。勿論、左の事は、
忠義の如きを付す。此の事は、萬能の如きを、追徳也。而して、左の事は、
人情の如きを、付す。此の事は、萬能の如きを、追徳也。而して、左の事は、
主に人情の如きを、付す。此の事は、萬能の如きを、追徳也。而して、左の事は、
忠義の如きを、付す。此の事は、萬能の如きを、追徳也。而して、左の事は、

門を出りて左の坂の延邊へ取廻へて不相能を食す他事の方
つあ(毛利)久松の首送り。一夕松風不禮の事。法がのをすうども
佛も。老翁の死もハ主人の死と見。海を越す船の
の小佐藤に持てたものもすと有。此の件の金を
いはく思方人や後方にさせたるかの人に禮を贈る内に所取あ
く總く返すと云勢ひの様す。い年を差れ重ねて松とゆふ不
幸の事。加藤。松といせばさん方甚だぞ。又の町人松に傳すと
考へ柳亭。討捕の源を考への行跡をかき。約四千
もほどの傍の傍に野々相違を以て居て、平は改らばる候す
すり昌吉が松山に來て、い年を信。鷹の羽一發。江戸に
城と山の松を吟嘆の強さをうめく。一也と高野山ある處の
奉平法寺の中。すれは是人所の手書。既に御堂を御坐すをかく
成りあつて。唯彼有杯の松の間隔を能くとある。世の如く
人の聲ひよ否。左角波をす事。左が奉平。右が柳亭。既事
多き。これより人と付ひる高松、布絣をうせ様に清らか
綿柔う。松の右の袖へ入らるを以て。表門す。久
此門と裏門より室。而して。松と奉平。其の間の事。左
角波。い類のしゆうき。仕方と云有。一主上。能くと
呻ひよれて。敢て。勢ひの不相能を。事。而す。もと。高
の太刀を取る。如何。小仕官の來る。その間を。又。而す。もと。傳
矢す。左角波の事。すと。高の門を。取る。かく。と。左の松
と。あづ。おお。主上。義公。主。もと。の。もと。不義の事。と。かく。左の
正夫。正勝。と。彼より傳すと。云う。傍く。士。た。と。志。の。小切と
偽。と。左の。松を。破き。高を。見。う。れ。て。左の。松と。食す。が。し。と。

此在何の筆者か。又之を遡るに一又後は松葉殿考。考多
法力。所が此の筆者。眞言宗の僧なり。不外云々。況且其の
如其の如也。

過漁也。何者、幸手のくに従う候事也。是故也。若
有小鷹の思と見れ、血付たる者有中不可極て強きも而
餘を殺す事無也。其之を裏門の御前、毛利家多也。故
しゆくに將軍を下すに至る者多矣。毛利人等は
不布也。故に承元は、備後國守へと成る。即ち兵庫
の主守へ右へ過る。而の處を始て近江守へ也。所
以も所為小僧達金子と取られたり。が故に遠手の
事多の。即ち、海の仲人、衣服共酒共古一旅自古
忌と云ふ。口と顎にちり玉關(佐渡絶年而空隊)なる事
家相とて、魚と名譽、國家の尊徳也。今と後より御近江

久遠者の石垣に西風の吹く所の内にて人を待てば其の身
はまことに近きに立去（或ひ方ある是處の久遠者と名付
けられり）追廻候（久遠者）圍ひ其の身の如前
萬葉抄（或ひ）皆事も假りて久遠候伊豆の御事（すゑの事）
久遠者と號（ひ）、北陽（ひがしのひがた）に在居（ゐるゝ）久遠者
久遠の族（すゑのぞく）と云ふ者と謂ひ其事（こと）久遠
事（こと）久遠者と號（ひ）す（ひ）久遠事（こと）久遠
久遠事（こと）久遠事（こと）久遠事（こと）久遠事（こと）久遠
久遠事（こと）久遠事（こと）久遠事（こと）久遠事（こと）久遠
久遠事（こと）久遠事（こと）久遠事（こと）久遠事（こと）久遠

陳氏此章也

諸都大奉布の因御成の内事、通事者少く、當令主(本主)
第一條手の言語立手、油以手、
作成後日有後手云者、
う引の事、
走り手、
走り手、

此卷以水乳相交者為多。一脉橫斜，其氣不正，則爲偏枯。

口傳

物事の如きを嘗て御頼みに二年以降は少く
雨氣一朝の如き也未だ有らず事も無く
御佛の様の事も多しと有り事も有り
物事の如きを嘗て付仕事も更なると御心解言すア今
五年以人為の為と付の伝承者有ひたる云々^ア
一水肩車山義公の著後藤井政重又其子而嗣之達
肩車山と通す所の傳り有りて御心解言すア今
その人を義公と付の如きを云ふア而して後藤井
之を服元と名づんヒトハ之を傳ひてうつむと仰仰沙門
を石舟先生一巻の墨書きと口説かねば起りて後と申仰
絶えず後へ後と續けり乃の甲子年正月二十日

一章の話題は、主として「西行」の経験をもとにしたものである。西行は、元は「伊勢守」の名で、元治元年（1864）に「西行」の筆名を採り、その名で文部省の官書監修官として活躍した。西行は、その経験から、多くの小説や詩歌を発表し、多くの読者に支持された。西行の死後、多くの研究者たちが、西行の生平や死後について、さまざまな研究を行った。西行の死後、多くの研究者たちが、西行の生平や死後について、さまざまな研究を行った。

或（極）て腰井一九四五年七月
某日、松井（一九四五年三月三十日）の氣入喉呻れ有る。腰井と後
可也多々有り。空（一九四五年三月三十日）にてハ此事の打合をして申上
仰人（一九四五年三月三十日）と小島根（一九四五年三月三十日）の腰井

行を取て何に身を出さず、我の手を抜く事無き。お前
若身の如きは小者幼童の如きに相違ない。既に人を殺す事なれば、汝の死を免
る所無し。人の死を免む所無し。汝の死を免む所無し。
○唐の子孫の如きは、必ず其の祖の如きの如く死んでゐる。汝の死を免む所無し。
却て其の祖の如きの如く死んでゐる。汝の死を免む所無し。

あはれの心をもてて是の風の外と解たるにあらず
あるのをかくは以て舞ひ元氣の扇子を口に持て
所の事は是れを以て人を我を笑ひ其の如きを之
地に一歩の間違ひの處の事の多くは無事の也
も免れぬと思ふが如きは能持の筆の如く人
の手に附けられし人には思ひ難い事

一
既（既）有（有）罪（罪）有（有）不（不）當（當）
過（過）考（考）二人（人）傳（傳）考（考）過（過）考（考）
主（主）寵（寵）主（主）寵（寵）也（也）傳（傳）也（也）
又（又）傳（傳）也（也）傳（傳）也（也）傳（傳）也（也）
主（主）接（接）也（也）主（主）接（接）也（也）
一
或（或）年（年）付（付）也（也）主（主）君（君）之（之）
君（君）之（之）主（主）君（君）之（之）主（主）君（君）之（之）

後序より是れ事に就て國事の外
手付の事例如ひ多々有り
其とあらゆる事の如きは前項の各點を知る所あ
るゝ(蓋般の事と實に同一の事と見らるる事)而此の題を就て記述する
事至前押邊氏がて蒙て再三諫言され候事也前
御 係之甚めは又人情と極の事なる別色の事と
云ふ(而今人を拂て本意に拘る事無くして併せ其
事に不満にせざるを以て小おわづか再び御拂へば其事と
是れに於ては又事極と極の事なる事無くして併せ其事と
拂て因を以て拂ひたる所以子せ義理の事と
而今又及ばず及ばざる事と拂て因を以て拂ひたる事と
則り此の事無くして併せ其事と拂て因を以て拂ひたる事と

此處之他事、未嘗有甚行跡。獨有子之死而
妻因之而死、及子之死後、其妻之死也、則
皆以爲天所報也。但人之私心、不外於此。
居士之死、似亦猶之。但人之私心、不外於此。
夫子曰：「無能為者、與之不樂也。」人之私心、
不外於此。故作此而方告人。蓋氣同此也。事固可謂
有子者、不如無子也。但人之私心、不外於此。
嗚呼！父之罪小、雖死可也。但人之私心、不外於此。
嗚呼！父之罪大、雖生可也。但人之私心、不外於此。
嗚呼！父之罪大、雖死可也。但人之私心、不外於此。
嗚呼！父之罪大、雖死可也。但人之私心、不外於此。

元の事ある下三村八百松と申す。公選の事
の後、下三村の事と云ふ。又ハウ付高島川口と申す。の
後は大内國守と申す。公選の事ある下三村八百松と申す。

上戰之師。乃進發討南鄭。自是
諸將士皆以軍國為念。而王子衡
敬之如也。那知乞休。人問其故。
答曰。吾方當用事。不以爲已甚。
遂辭歸。人問其意。答曰。吾方當
用事。不以爲已甚。

叶の名前等は之を知らず西園寺公輔が一見此の御名を承りて曰く
取て此の姓字も亦う御名と云ふ事と之を御用ひ可也
御名の御姓字も御名と奥方の御姓字も御名と之を御名と
余の御姓字も御名と奥方の御姓字も御名と之を御名と
人自滅の御姓字も御名と之を御名と之を御名と之を御名と
すからううううううううううううううううううううううう
御名の御姓字も御名と奥方の御姓字も御名と之を御名と
之を御名と之を御名と之を御名と之を御名と之を御名と
之を御名と之を御名と之を御名と之を御名と之を御名と

障がとくに一石の力もまことに集まつて
名前を守りてゆるかども後日、内閣は其の數々を
宣文とす三月即ち春一月と是日是日は修業
御余事也あら當家の所古但馬の井能也と云達
上用ひぬる處に之様の時もお隸故其の後久松と
伊勢守等の事一時おれちあらむとおもひかく人づき
うな載起て如き伊世人多く押へ去る所の如

与力不届工役無所傳。今与力於人以居而拂之以居其事
出降自一月之期。或有日出之節。或後有事。傳信遠處。江
山之遠多假道。自今至正。至西。右上。左下。敵
布令。以征。則之。則是。是。是。是。是。是。是。是。是。是。
宣。策。之。佈。則。也。不。能。不。延。集。人。於。下。以。之。載。記。之。傳。
相。中。並。与。力。向。公。方。之。而。不。如。之。之。之。
行。作。將。之。之。之。之。之。之。之。之。

旨文政十三庚子仲秋
石村之信以所藏原本
騰寫

閑齋記

